

中央災難安全対策本部定例ブリーフィング(7月5日)

【ポイント】

- 過去2週間の防疫管理状況および危険度評価
- 防疫規則違反などの措置状況および主な事例
- 海外建設労働者防疫支援策など

【本文】

□新型コロナウイルス感染症-19中央災難安全対策本部(本部長:丁世均総理)は今日, 丁世均本部長の主宰で, 政府ソウル庁舎の映像会議室において, 各中央部処及び17市・道と共に, ▲過去2週間の防疫管理状況及び危険度評価, ▲防疫規則違反などの措置状況及び主な事例, ▲海外建設労働者の防疫支援策などについて話合った。

□この席で丁世均本部長は, 地域間の伝播にも徹底的に備えなければならないとし, 管内の集団感染施設において他地域住民の訪問が確認された場合, 速やかに情報を当該地方自治体に伝達するよう強調した。

○続いて, 近隣地域で集団感染が発生した場合には, 管内の住民の中に当該施設を訪問した者はいないかを確認し, 先取りして検査する努力も併せてほしいと各自治体に呼びかけた。

○また, 海外建設労働者の防疫支援と関連し, 海外進出企業と協力し, 事業場の現状を迅速に把握し, 必要な措置を実施するよう強調した。

○加えて, 発熱等の症状があったにもかかわらず, 出勤した職員が他の同僚にまで感染させた事例があったとし, 福祉部や雇用部等では, 症状のある職員は休むよう各事業所に働きかけ, 役所の内部でもこのようなことが発生しないよう, 各職員に周知するよう呼びかけた。

1 過去2週間の防疫管理状況および危険度評価

□中央災難安全対策本部は毎週この2週間の防疫管理状況と危険度を評価し, 対応体系を点検している。

○6月21日(日)から7月4日(土)までの2週間をみると, 1日平均の感染者数は46.9名であり, その直前の2週間に比べて大きな変化はないが, 地域社会の患者発生は全体的に多少減少した。

-過去2週間の地域社会における1日平均の新規感染者数は31.1人で, 従来の2週間(6.7.~6.20.)の36.8人に比べて5.7人減少し,

-特に首都圏における1日平均感染者数は19.4人であり, 前2週間(6.7.~6.20.)の33.4人に比べて14人減少している。

-地域的には、患者発生が大田・忠清，大邱・慶北，光州・全南などに広がるにつれ，非首都圏地域の1日平均患者数は，従来の3.4人から直近2週間で11.7人に増加した。

○伝播の様相においては，大規模な多重利用施設よりも，親睦，宗教施設等の会合により，小さな集団感染を複数形成し，感染の伝播が行われている。

○集団感染患者数は12件で，前2週間(6.7～6.20)の14件に比べて2件減少し，感染経路がわからない感染者の割合は，従来の9.9%から10.7%に上昇している。防疫網内の患者管理の割合は80%未満であることが分かった。

-このような傾向は，小規模な集まりを通じた拡散事例が増加したことにより，経路不詳患者が増加したためと分析される。

＜最近2週間の防疫管理状況の比較＞

		6月7日～6月20日	⇒	6月21日～7月4日
1日当たりの平均新規感染者数		46.7人		46.9人
地域社会		36.8人		31.1人
首都圏		33.4人		19.4人
集団発生 ¹⁾ (新規基準)		14件		12件
感染経路不明比率		9.9% (65/654)		10.7% (70/656)
防疫網内管理費率 ²⁾		80%未満		80%未満

1) 集団発生件数は届出日基準(新規感染者数・感染経路不明比率は報告日基準)

2) 防疫網内管理比率: 新規感染者の中で自家隔離状態に確認された者の割合

○海外流入患者は過去2週間で1日平均15.8人発生し，その前の2週間(6.7.～6.20)に比べて5.9人増加し，世界的な流行拡大に伴い増加傾向にある。

-ただ，海外に流入した患者は，全て検疫または隔離の過程で見えられており，地域社会で2次感染以上の感染へとつながった事例がないため，感染伝播の危険度は低いと見られる。

○中央災難安全対策本部は社会的距離の確保(ソーシャル・ディスタンス)の段階を上方修正する水準ではないが，1段階の中での危機水準は厳しい状況にあると説明した。

2 全羅南道の感染者の現況及び措置事項

□中央災難安全対策本部は全羅南道(同知事:キム・ヨンロク)から，「全羅南道の感染者発生現況及び措置計画」の報告を受け，これを論議した。

○全羅南道は最近，新規患者の発生に対応し，高齢者，障害者など福祉施設への外部者の出入りを統制し，ハイリスク施設への特別行政指導を行う一方，

- 公共交通機関の利用客に対して、マスクの着用を義務付けるなどの措置を実施している。
- また、同一生活圏である光州広域市内において地域感染が続いていることから、7月6日から7月19日まで全羅南道地域での社会的距離の確保を第2段階に格上げすることにした。
 - これにより室内は50人以上、屋外は100人以上の集まりと行事が全面禁止となり、
 - 全羅南道及び22の市・郡、傘下の公共機関が運営する多重利用施設の運営が全面禁止される。
 - これと共に老人療養病院と老人療養施設は2週間面会が禁止され、従事者の外出も制限される。
- 全羅南道は、感染者に対する深層疫学調査および接触者に対する診断検査を迅速に行う一方、社会的距離の確保の第2段階措置の履行の徹底を点検する計画だ。

3	首都圏における移動量分析結果
----------	-----------------------

□保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:朴ヌンフ長官)は、首都圏防疫強化措置(5月28日)による首都圏住民の移動量変動事項を把握するため、▲携帯電話移動量、▲カードの売上資料、▲公共交通(地下鉄、バス)利用量を分析した。

<首都圏住民の移動量分析のための活用資料>

活用情報	情報項目	保有機関	備考
携帯電話の移動量	人口移動件数	S移動通信社	S移動通信の利用者が実居住している市郡区の外に、他の市郡区の行政洞を訪問し、30分以上在留した場合を移動件数で集計
カード売上データ	消費金額	Sカード会社	Sカード会社の加盟店の売上高によりカード全体の売上高を推定、ただし保険/通信/ホームショッピング/オンライン業種などは除く
公共交通機関利用量	首都圏交通利用	ソウル市・仁川市・京畿道	T社で精算した首都圏内バス(カード・現金)、地下鉄(都市鉄道を含む)、タクシー(現金を除く)の利用状況

□分析の結果、首都圏防疫強化措置以後5回目に迎えた週末(6月27日～6月28日)の首都圏住民移動量は、直前週末(6月20日～6月21日)より2.6%増加したことが分かり、首都圏防疫強化措置を実施する前週末(5月23日～5月24日)比約102%水準と確認された。

- ❶(携帯電話移動量)首都圏携帯電話移動量は、前週末(6月20日～6月21日)比2.3%増加(81.3万件増加)、首都圏防疫強化措置以後5週間で計4.8%増加した。
 - *非首都圏は0.6%減少(直前週末比22.1万件減少)

②(カード売上)首都圏カードの売上は直前週末(6月20日～6月21日)比2.4%増加(303億ウォン増加)し、首都圏防疫強化措置以後5週間で計3.8%下落(▲518億ウォン)した。

*非首都圏は0.7%減少(直前週末比63億ウォン減少)

③(首都圏交通利用)首都圏バス・地下鉄・タクシー週末利用件数は、直前週末(6月20日～6月21日)比3.0%増加(65.6万件増加)*し、首都圏防疫強化措置以降、5週間で計4.5%増加(96.3万件増加)した。

* バス2.6%(29.5万件増)、地下鉄4.1%(33.5万件増)、タクシー1.3%(2.6万件増)

□保健福祉部中央事故収拾本部は、「首都圏移動量分析の結果、防疫強化措置にもかかわらず、首都圏住民の生活に大きな変化はなかった」と明らかにした。

○首都圏地域で散発的な集団感染が持続的に発生しているだけに、首都圏の住民は警戒心を持ち、▲外出/集まりの自制、▲多重利用施設の訪問禁止、▲人との距離置きを遵守するなど、日常生活の中で防疫当局の要請を徹底的に履行してほしいと訴えた。

4 防疫規則の未遵守及び感染病予防法違反措置の現況及び主な事例

□中央災難安全対策本部は、警察庁(ミン・ガプリョン庁長)から防疫規則違反等措置現況及び主な事例の報告を受け、これを点検した。

○警察庁は、2月24日からコロナ19拡散防止のため、273の警察署に迅速対応チーム8,559人を編成し、隔離措置違反などの不法行為を、迅速かつ厳正に捜査してきた。

○7月4日までに感染病予防法違反者1,071名を捜査し、492名を起訴送検、529名は捜査中であり、50名については不起訴等の終結処理を行った。

- 類型別では、隔離措置違反が478人(44.6%)で最も多く、集合禁止違反425人(39.7%)、集会禁止違反109人(10.2%)、疫学調査妨害44人(4.1%)の順だった。

<感染病予防法違反の司法処理の現況(7.4.基準)>

(単位: 人)

区分	合計	隔離措置 違反	集合禁止 違反	集会禁止 違反	疫学調査 妨害	防疫措置 違反	入院拒否 など
合計	1,071	478	425	109	44	13	2
送致 意見	起訴	492 (拘束10)	299 (拘束7)	111	54	18 (拘束3)	10
	不起訴	50	31	5	6	4	3
捜査中	529	148	309	49	22		1

－地域別ではソウル339人(31.7%)、京畿302人(28.2%)、仁川77人(7.2%)、大邱73人(6.8%)の順で、ソウル・京畿・仁川が71.1%を占める。

<地域別感染症予防法違反の司法処理現況(7.4.基準)>

(単位 人)

合計 (人数)	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	世宗	京義		江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州
									南部	北部								
1,071	339	45	73	77	37	6	2	5	240	62	8	40	41	26	21	25	13	11

－このうち、故意的・反復的な隔離措置違反者7人と、虚偽資料の提出及び虚偽陳述で疫学調査を妨害した3人の計10人は、拘束送致に付した。

□(隔離措置違反)外国から入国し、自家隔離通報を受けたにもかかわらず、住居地を数回無断離脱した5人、その他隔離場所無断離脱者2人など、隔離措置違反者計7人を逮捕。

□(疫学調査の妨害)疾病管理本部の疫学調査過程で、信徒約100人のリストを削除したファイルを提出した新天地大邱教会の幹部2人を拘束、「新天地教会に行ってきたから咳と熱が出る」と偽って緊急移送されるなど、疫学調査を妨害した1人を拘束。

○一方、公共交通機関のマスク着用に関して、運転者に暴行や運行を妨害するなどの不法行為は、強力チーム(強力犯罪担当班)にて専担捜査を行い、拘束などの厳正な処理を行っている。

－マスク着用義務化措置(5.26.)後、110人を捜査し、21人を起訴送致(拘束1)し、82人は捜査中、7人不起訴など終結処理した。

<公共交通機関内のマスク着用に関する是非事件の現状(7.4.基準)>

(単位: 人)

区分		合計	暴行・障害	業務妨害	特定犯罪	脅迫	侮辱・その他
合計		110	56	35	11	3	5
送致 意見	起訴	21 (拘束 1)	9	7	4 (拘束 1)	-	1
	不起訴	7	6	-	-	1	-
捜査中		82	41	28	7	2	4

○今後も防疫規則違反などの不法行為は法と手続きに従って厳正に処理し、主な検挙事例は報道資料の配布などを通じて積極的に広報し、社会的警戒心を高める予定。

5 海外建設労働者に対する防疫支援強化策

□中央災難安全対策本部は、国土交通部(キム・ヒョンミ長官)から「海外建設労働者防疫支援強化方案」の報告を受け、これを議論した。

○海外建設の特性上、患者が発生しても適時に治療を受けられない場合が多く、外国人との共同生活によるコロナ19の感染と拡散の可能性が高い。

□まず現地の防疫活動支援を強化し、マスクなど韓国企業の防疫物品の需要を常時把握し、国内搬出許可・配送・現地通関など全ての過程をモニタリングして、支援する。

○また、在外公館を通じて現地の病院に入院・治療と現場の防疫現況などを常時点検し、

-「コロナウイルス感染症-19予防及び拡散防止のための海外建設現場対応ガイドライン」(5.13)も7月中旬に補完して配布する計画だ。

□、さらに、この6月25日、規制サンドボックスを通じて臨時許可を受けた「在外国民の非対面診療サービス」が、海外の建設現場で早期定着できるように支援する。

○、在外国民の非対面診療サービスは、在外国民がオンラインに記載した内容を基に、医療機関が電話・画像を通じて、在外国民に医療相談や診療などを提供する制度で、

-インハ大学病院とライフシマンティクス—医療機関(ソウル聖母、ソウル峨山、益唐ソウル大学病院)のコンソーシアムを通じて、今年第3四半期内にサービスを開始する予定だ。

○ただし、本サービスが開始されるまでは、「電話相談の期限付き許容」(2. 25保健福祉部)、「画像医療相談サービス」(4. 8, 国防部)が、優先的に活用できるよう案内する計画だ。

□一方、現地で重症患者が発生すると、国内へ迅速に移送・診療を受けられるよう関係省庁間の迅速連絡体系*を構築し、

○企業から要請があれば、チャーター機・特別機などを活用し、韓国人建設労働者が韓国に復帰できるよう支援する予定だ。

*外交部(領空通過、着陸許可など)、国土交通部(航空会社協議支援、運航許可)、保健福祉部(入国検疫、病院確認)など

□今後、現地の発注先または相手国政府とのテレビ会議・政府書簡など非対面協議を通じて、韓国の建設労働者の安全確保・防疫措置に対する協力を要請し、韓国企業と発注先間の交渉を支援する計画だ。

□中央災難安全対策本部は「勤労者の安全と生命を守ることが政府の最優先課題で、今回議論した案件以外にも持続的に韓国企業の意見を聴取し、安全確保のためのすべての支援策を引き続き講じる」と明らかにした。

6 社会的距離の確保(第1段階)の移行状況および点検状況

□中央災難安全対策本部は、行政安全部(長官:ジン・ヨン)から各地方自治体の社会的距離の確保の第1段階の移行状況の報告を受け、これを点検した。

○7月4日(土)、各地方自治体では▲遊興施設3,597か所、▲飲食店3,465か所、▲カラオケ店2,165か所の40分野、計19,600か所を点検した。

- 点検結果、マスク未着用、出入名簿未作成等49件について現場指導を行った。

- 光州では遊興施設・飲食店など216か所を点検し、街頭設置の未遵守など49件について行政指導を行った。

- 忠清北道ではカラオケ168か所、ネットカフェ6か所などを点検し、マスク未着用など27件について行政指導を行った。

○クラブ・感性酒店等の遊興施設2,826箇所を対象に、警察庁・食品医薬品安全処等が合同(125班、722名)で、深夜時間(22時~02時)の特別点検を実施した。

- 点検結果、330ヶ所が営業中止であることを確認し、営業中の2,496ヶ所を点検して電子出入名簿の設置、防疫規則遵守案内等の行政指導を実施した。

7 自家隔離者の管理現況

□中央災難安全対策本部は行政安全部(長官陣営)から自家隔離者管理現況の報告を受け、これを点検した。

○7月4日(土)18時基準の自家隔離管理対象者は計35,340名であり、このうち海外入国者が隔離者は29,134名、国内発生者が隔離者は6,206名。

- 全体の自己隔離者は前日比160人増加した。

○昨日(7.4)は、窮屈さを理由に自家隔離場所を無断離脱した1名を確認し、告発措置する予定である。また、海外入国者や居住者がいない者が隔離された63か所2,617室の臨時生活施設を運営しており、1,106人*が入所して隔離されている。

* (7月4日)入所248名、退所221名、医療スタッフなど勤務人材352名

□中央災難安全対策本部は、自家隔離者同居家族の感染事例が頻発したことから、自家隔離規則の順守のための案内及び広報のため、テレビ字幕放送による案内文の送出、自家隔離者及び家族・同居人の生活規則の緊急災難文字(Cメール)案内などを推進すると発表した。

原文URL

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=355293&contSeq=355293&board_id=&gubun=ALL